

紀美野町内で再生可能エネルギー発電設備の設置を予定している事業者の皆様へ

「紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例」を制定しました。

(令和4年1月1日施行)

紀美野町内で、次に該当する再生可能エネルギー発電事業を行う場合、町との事前協議及び届出、近隣住民への説明が必要です。

(1) 太陽光発電: 発電出力50kw未満の太陽光発電設備を設置し発電する事業

※ただし、建築物の屋上等に設置されるものを除く。

(2) 風力発電: 発電出力7,500kw未満の風力発電設備を設置し発電する事業

【条例制定の背景】

再生可能エネルギーによる発電は、発電時に温室効果ガスを排出せず、脱炭素社会の実現には欠かせないカーボンゼロエネルギーとして推進される一方、自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響や災害の発生が危惧されており、規模によっては、事前に近隣住民等に説明が行われないまま事業が実施され、地域とのトラブルになる事例が多く見受けられます。

こうしたことから、紀美野町は「紀美野町再生可能エネルギー発電設備と地域環境との調和に関する条例」を制定し、地域との調和並びに自然環境の維持を図り、本町の環境にふさわしい再生可能エネルギー発電事業の普及を推進します。

【事業者の責務】

- ・関係法令の遵守
- ・防災、環境保全、周辺の景観との調和への配慮
- ・近隣住民の生活環境への配慮
- ・近隣住民に対する事前説明会の実施及び理解を求める努力
- ・地域との紛争及び災害等の被害に対する解決責任

【町への手続き】

1. 事業計画の事前協議

町と計画案について事前協議をする必要があります。

2. 住民説明会の実施

事前協議終了後、近隣住民への説明会を地区毎に1回以上実施しなければなりません。

3. 事業計画の届出

事前協議終了後、工事着手30日前までに次の事項を記載した事業計画を提出してください。

- (1) 設置者及び管理者の氏名及び住所
- (2) 事業区域の所在地及び面積

- (3) 工事着手予定日、完了予定日及び工事の内容
- (4) 構造及び発電出力
- (5) 保守点検及び維持管理に係る計画
- (6) 事業終了後の適切な撤去及び処分の時期、方法並びに必要な費用に係る計画
- (7) 住民説明会の状況等が確認できるもの(議事録等)

※町は事業の概要を、ホームページにおいて公表します。

4. 工事着手の届出

工事に着手したときは、速やかに工事着手届を提出してください。

※着工後、計画に一定の変更がある場合は上記1～3を再度実施しなければなりません。

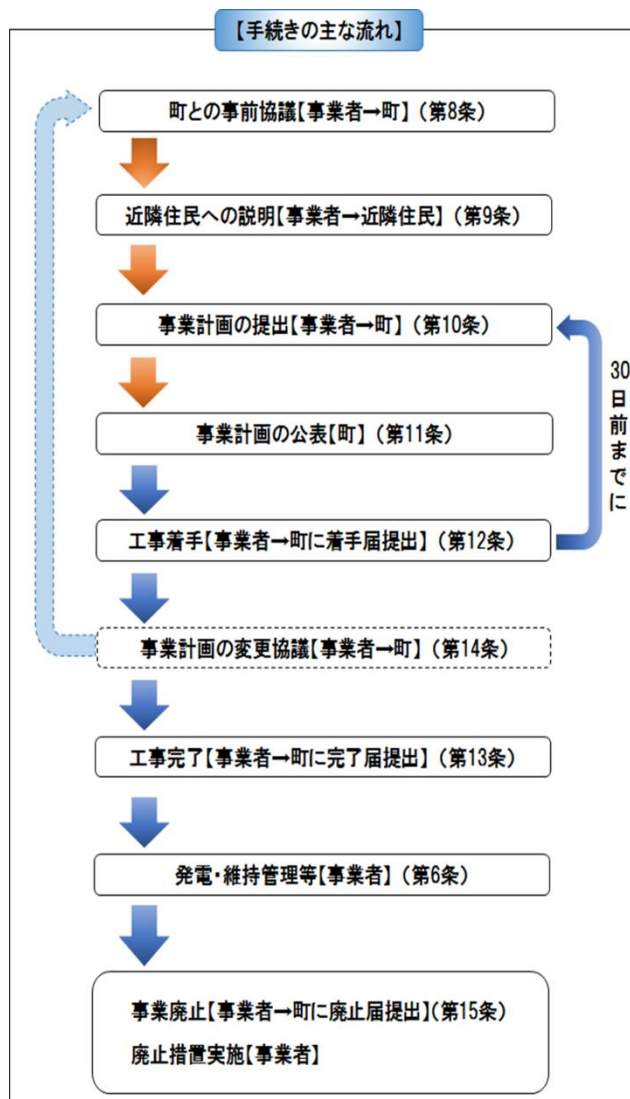
5. 工事完了の届出

工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出してください。

6. 事業廃止の届出

再生可能エネルギー発電事業を廃止するときは、あらかじめ、届出が必要です。

解体、撤去及び廃棄等に関し、関係法令に則り必要な措置を講じなければなりません。



【注意事項】

勧告、公表及び情報提供

この条例の規定を遵守せず再生可能エネルギー発電事業を実施している事業者に対しては、必要な措置を実施するよう「勧告」します。なお、「勧告」に従わない場合は、「氏名等を公表」とともに、「国及び県にその旨を情報提供」します。

その場合、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)第9条第1項の認定を受けている事業者については、その認定を取り消される場合があります。